

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 福祉部 保険年金課

番号 16

許認可等の内容		保険料の減免の承認
根拠法令及び条項		国民健康保険条例第45条
審査基準	関係条項	国民健康保険条例施行規則第10条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>(茅ヶ崎市国民健康保険料減免取扱要綱)</p> <p>(収入減少世帯に係る適用除外)</p> <p>第4条 条例第45条第1項第4号に係る減免を適用する場合において、失業の理由が次の各号のいずれかに該当するときは、これを適用しないものとする。</p> <p>(1) 自己の都合によるとき。ただし、疾病又は長期間の入院により、やむを得ない事情があると認められるときは除く。</p> <p>(2) 雇用契約が満了し、又は就業規則等に定められた年齢に達したことにより退職したとき。</p> <p>(3) 懲戒処分によるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日 設定 (平成30年10月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成9年 10月 1日設定 (年 月 日最終変更)